

平成 18 年 4 月から 野方支所窓口の毎週月曜日の 開庁時間が変更になります



- ◆役場本庁舎 午後 7 時まで（月曜日のみ）
※（火曜日～金曜日は、午後 5 時 15 分まで）
- ◆野方支所 午後 5 時 15 分まで

【取り扱い事務】 役場本庁舎住民課で取り扱える窓口業務（午後 5 時 15 分～午後 7 時）

- 住民票の写しの交付（本町に住民登録のある方のみ）
- 戸籍謄本・抄本の交付（本町に本籍のある方のみ）
- 印鑑登録証明書の交付（印鑑登録証の提示が必要）

通常の開庁時間に来庁できない住民のみなさまへのサービスの一環として、住民票などの証明書発行事務については、これまで毎週月曜日に午後 7 時まで住民課窓口および野方支所に対応していましたが、今年 4 月から野方支所の月曜日開庁時間は、午後 5 時 15 分までといたします。

今後、時間内に来庁できない方につきましては、電話等でご相談ください。

なお、役場本庁舎につきましては、これまでどおり毎週月曜日は午後 7 時まで開庁いたします。

【問い合わせ先】

大崎町役場 住民課 戸籍住民係 TEL 476 - 1111（内線 125）
大崎町役場 野方支所 TEL 478 - 2111